



資料 2

神奈川県眼科救急医療の 体制について

〔事務局〕

神奈川県健康医療局保健医療部医療整備・人材課

令和8年3月9日（月）

これまでの振り返り

- ・ 令和3年4月より三浦半島ブロックのみ、休日輪番回数（日数）を72日から36日に削減。
- ・ 回数減少により発生した予算の余剰分を、現行の単価上昇分に充てるようなことはできないかとの意見が部会委員よりあったため、令和4年度予算に向けた検討として、眼科の輪番医療機関へ実態調査を実施。
- ・ 調査を踏まえ、医師会からの要望やR3年度眼科救急部会での意見をもとに、在宅当番医制のみ補助単価の見直しを行う案で予算調整を進めることとなった。
- ・ R4年度当初予算調整では、補助単価を見直す場合、同一単価を使用する事業はまとめて実態調査を行うこととされたが、耳鼻咽喉科救急の実態調査を実施することについて調整が整わず、補助単価を増額することはできなかった。

⇒以降、実態調査に係る調整及び、部会の開催ができていない状況

令和8年度の補助事業について

○令和8年度眼科救急医療対策費補助

<補助目的>

県内における広域かつ効率的な眼科救急医療施設の連携を図ることにより、休日急患診療所では対応しきれない、特殊診療科目に係る救急医療体制を確保する

<眼科 補助事業内容>

地域名	診療体制	単価 (日当たり)	補助率
横浜	在宅当番	32,978円	10/10 県
川崎	在宅当番	32,978円	
三浦半島	在宅当番	32,978円	
東湘・鎌倉	在宅当番	32,978円	
県西	固定/在宅	65,955 / 32,978円	
相模原・県央	固定輪番	65,955円	



**令和7年度と
同額・同体制
で予算要求**

今後の補助事業の見直しについて

【眼科救急医療体制における課題】

①補助単価について

- ・耳鼻科との単価の整合性の整理
- ・補助単価の引き上げ

②ブロックのあり方について

- ・現在のブロックを維持できるか
- ・現在の輪番体制（在宅・固定）を維持できるか



**現在の各地域の輪番体制の状況を踏まえ、
補助事業の見直しについて、今後検討を進める**

**資料 1 の統計報告を踏まえた、各地域の患者数の実情や、
当番回数などの負担感など、各ブロックの現状や、体制
維持における課題を伺いたい**